

酪農学園大学外国人短期研修学生受入規程

2020年4月1日

規程 2020-5号

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第47条の規定に定めるもののほか、酪農学園大学（以下「本学」という。）において短期間の教育、研究指導又は研修（以下「研修」という。）を受けることを希望する外国の高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に相当する諸外国の機関をいう。）に在籍する外国人学生の受入れについて必要な事項を定めることにより、当該学生の本学における諸活動に便宜を図り、もって本学の国際教育の推進と学術研究の国際的発展に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、外国の高等教育機関に所属する日本人の学生にも準用する。

2 本学及び日本国内にある高等教育機関に所属する外国人学生については、この規程を適用しない。

(資格)

第3条 この規程により受け入れることができる外国人学生は、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 本学と学術交流協定を締結している大学の協定内容に基づいたプログラムにより研修を行う外国人学生
- (2) その他、外国の高等教育機関に在籍し、本学において研修を行うことが適当と認められる外国人学生

(名称)

第4条 この規程により受け入れる外国人学生の名称は、外国人短期研修学生（英語名称：Visiting Student、以下「短期研修学生」という。）とする。

(受入申請)

第5条 本学での研修を希望する外国人学生は、短期研修プログラム申請書（別紙様式1）及び在籍している外国の高等教育機関からの推薦書（様式自由）を来日予定日の4カ月前までに社会連携センター国際交流課に提出しなければならない。なお、3カ月以上の研修を希望する場合はそれらに加えて健康診断証明書（別紙様式2）を提出しなければならない。

- 2 短期研修学生を受け入れようとする教員は、来日予定日の2カ月前までに外国人短期研修学生受入申請書（別紙様式3）を社会連携センター国際交流課に提出しなければならない。
- 3 受入れは、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 受入れが決定した短期研修学生は、誓約書を提出しなければならない。
- 5 受入れが決定した短期研修学生に教員等が引率する場合については、この規程により受け入れることができる。ただし、本学への提出書類は推薦書のみとする。

(受入期間)

第6条 短期研修学生の受入期間は、原則として1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、受入期間を延長することができる。

(担当教員)

第7条 短期研修学生の受入れに際しては、担当教員又は担当部署を定めるものとする。

2 担当教員又は担当部署は研修プログラムを策定し、本学に滞在する短期研修学生の研修を支援するものとする。

(身分証明書)

第8条 短期研修学生には、身分証明書を交付する。

(施設等の利用)

第9条 短期研修学生は、本学の教育研究等に支障のない範囲で、研修目的を遂行するために必要な本学の施設・設備を使用することができる。

2 短期研修学生の故意又は重大な過失により本学の施設・設備等を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(研修費)

第10条 担当教員又は担当部署は研修プログラムの実施に必要な経費を積算し、経費を短期研修学生から徴収することができる。

(待遇等)

第11条 本学は、短期研修学生に対して、給与、渡航費、滞在費その他研修活動等に要する経費を原則として支給しない。ただし、本学の制度で受け入れる場合は、その限りではない。

(保険)

第12条 短期研修学生は、滞在期間中の不慮の事故に備え、危険を十分補償する海外旅行傷害保険、国民健康保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。

(報告)

第13条 短期研修学生は、本学での研修終了時に、研修成果報告書(別紙様式4)を担当教員又は担当部署に提出しなければならない。また、担当教員又は担当部署は、短期外国人研修学生の受入れ終了後、速やかに受入終了報告書(別紙様式5)を社会連携センター国際交流課に提出しなければならない。

2 短期研修学生が希望するときは、終了証明書を交付するものとする。

(規則の遵守)

第14条 短期研修学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入決定の取り消し)

第15条 学長は、短期研修学生が本学の諸規則等の規定に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を生じさせたときは、受入れを取り消すことができる。

(事務)

第16条 本規程の運用に伴う事務は、社会連携センター国際交流課において取り扱うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、短期研修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2020年4月1日規程2020-5号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。